

# 第66期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成30年6月26日(火曜日)午前10時

場 所

時事通信ホール

議 案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)  
5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応策  
(買収防衛策)の継続の件



## 経営理念

# 新たな価値を創造し、 世界のお客様に信頼される会社を実現する

## 経営方針

1. グローバル企業としてさらなる発展をめざす
2. ファクトリー&ファブレス機能を強化し、卓越した強みを創造する
3. 企業の成長を通し、社員の幸福と社会貢献を実現する

## Contents

---

株主の皆様へ	1
第66期 定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	4
連結計算書類	21
計算書類	24
監査報告	27
株主総会参考書類（議案）	31

---

## ご参考

トピックス	54
グローバル事業拠点	55
企業情報	56
株主メモ	57

---

# To Our Shareholders

## 株主の皆様へ

平素は当社の事業経営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当期の世界経済は、米国の保護主義的な政策運営、英国のEU離脱交渉などの先行き不透明感はあったものの、総じて堅調な推移となりました。

また、わが国経済も企業業績の回復、雇用環境の改善、個人消費の持ち直しがみられ、緩やかながらも拡大を続けています。

当社グループの主力事業分野であります自動車業界におきましては、米国市場は新車販売の減少が顕在化しましたが、中国市場は需要の拡大に減税効果も加わり好調に推移しました。また、欧州市場、アセアン市場も景気の緩やかな拡大を背景に回復基調を維持しました。日本市場では年度後半において一部メーカーの無資格者による完成検査問題の影響があったものの、新車販売が好調を維持し、国内生産は増加いたしました。

このような状況下、当社グループでは積極的な事業展開により業績の拡大に取り組んでまいりました結果、連結売上高、各利益とも前期を上回る業績となりました。

今後の世界経済は、緩やかな拡大基調が見込まれますが、米国の通商政策の影響や欧州の政治動向、中国経済の下振れ懸念など不安定要素もあり、今後の自動車業界への影響について注視していく必要があります。

当社グループは、引き続きグローバルサプライヤーとして、「ファクトリー&ファブレス」機能を最大限に活用し、業績の拡大と経営基盤の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月



代表取締役社長  
柴崎 衛

(本店所在地) 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号  
株式会社オーハシテクニカ  
代表取締役社長 柴崎 衛

## 第66期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日(月曜日)午後5時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	平成 <b>30</b> 年 <b>6</b> 月 <b>26</b> 日(火曜日) <b>午前10時</b>
<b>2 場 所</b>	東京都中央区銀座五丁目15番8号 <b>時事通信ホール(時事通信ビル2階)</b> (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第66期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第66期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の継続の件</p>

以 上

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

**日時** 平成30年6月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

**場所** 東京都中央区銀座五丁目15番8号  
時事通信ホール（時事通信ビル2階）

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 平成30年6月25日（月曜日）午後5時到着分まで

- 当日ご出席の際は、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  1. 連結計算書類の連結注記表
  2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<http://www.ohashi.co.jp>)

(提供書面)

# 事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、米国の政策運営、英国のEU離脱交渉などの先行き不透明感があったものの、全体としては緩やかな成長が継続いたしました。

当社グループの主力事業分野であります自動車業界においては、米国の新車販売は減少いたしました。日本や中国の堅調な推移に支えられ、日系自動車メーカーのグローバル生産台数は増加いたしました。

このような状況下、当社グループでは積極的な事業展開により業績の拡大に取り組んでまいりました結果、連結売上高、各利益とも前期を上回る業績となりました。

当連結会計年度の売上高は389億7千4百万円(前連結会計年度比3.9%増)、営業利益は42億1千9百万円(同10.8%増)、経常利益は43億6百万円(同10.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は30億6千5百万円(同8.1%増)となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資額は8億4千4百万円で、その主な内容は次のとおりであります。なお、当該設備投資資金につきましては、自己資金を充当いたしました。

##### イ. 国内

国内では、当社の金型の取得に5千万円、ソフトウェアの取得に2千6百万円、鈴鹿工場の建物関連に1千8百万円、製造子会社であるオーハシ技研工業株式会社の機械設備及び金型の取得に3億3千3百万円、物流子会社である株式会社オーハシロジスティクスの建物附属設備に2千5百万円、什器・備品の取得に3千3百万円等、合計で5億1千1百万円の設備投資を行いました。

##### ロ. 海外子会社

海外子会社においては、米国子会社であるOHASHI NAKAHYO U.S.A., INC.の機械設備の取得に1億9千5百万円、OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.、OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING,INC. の工場増築に6千9百万円、金型の取得等に1千万円、中国子会社である大橋精密件(上海)有限公司の金型の取得等に1千2百万円、大橋精密電子(上海)有限公司の機械設備、什器・備品の取得に1千万円等、海外子会社合計で3億3千3百万円の設備投資を行いました。

#### ③ 資金調達の状況

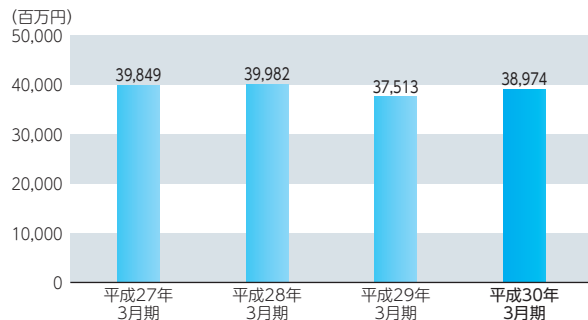
当期における重要な資金調達はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

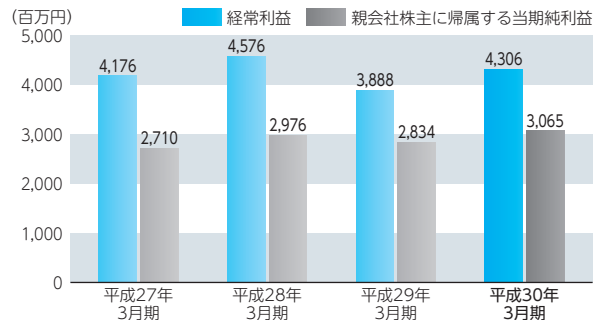
区 分		第63期 平成27年3月期	第64期 平成28年3月期	第65期 平成29年3月期	第66期 平成30年3月期
売上高	(千円)	39,849,995	39,982,791	37,513,677	38,974,576
経常利益	(千円)	4,176,021	4,576,729	3,888,260	4,306,946
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	2,710,398	2,976,237	2,834,814	3,065,665
1株当たり当期純利益		177円89銭	195円53銭	190円58銭	206円13銭
総資産	(千円)	34,891,153	35,295,048	37,357,730	40,898,074
純資産	(千円)	23,745,518	24,917,359	26,457,826	29,293,964

### 参考資料（連結ベース）

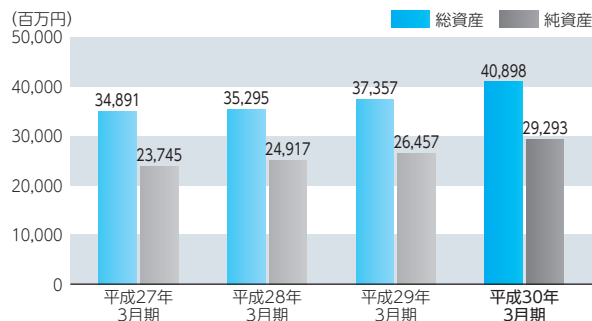
#### 売上高



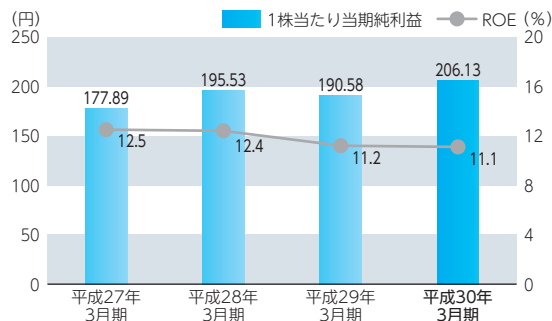
#### 経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益



#### 総資産・純資産



#### 1株当たり当期純利益・自己資本当期純利益率 (ROE)



## 地域別売上高

### ■日本

自動車メーカーの生産は好調に推移し、また新規受注の増加もあり、売上高は213億6千3百万円（前期比7.0%増）となりました。

### ■米州

日系自動車メーカーの生産減少の影響により、売上高は82億7千3百万円（前期比8.1%減）となりました。

### ■中国

日系自動車メーカーの生産が好調に推移し、また新規受注の増加もあり、売上高は45億4千9百万円（前期比16.1%増）となりました。

### ■アセアン

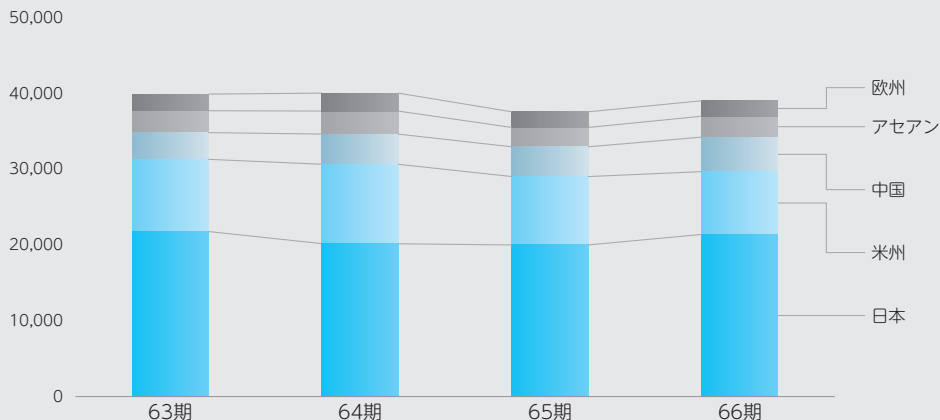
日系自動車メーカーの生産回復に加え、新規受注の増加もあり、売上高は27億4千8百万円（前期比7.7%増）となりました。

### ■欧州

日系自動車メーカーの生産は堅調に推移したものの、為替のポンド安の影響もあり、売上高は20億3千9百万円（前期比1.0%減）となりました。

## 地域別売上高(売上高構成比)の推移

(単位:百万円)



	63期 平成27年3月期	64期 平成28年3月期	65期 平成29年3月期	66期 平成30年3月期
■日本	21,750 ( 54.6%)	20,129 ( 50.3%)	19,974 ( 53.2%)	21,363 ( 54.8%)
■米州	9,509 ( 23.9%)	10,478 ( 26.2%)	9,007 ( 24.0%)	8,273 ( 21.2%)
■中国	3,519 ( 8.8%)	3,975 ( 9.9%)	3,918 ( 10.4%)	4,549 ( 11.7%)
■アセアン	2,881 ( 7.2%)	3,034 ( 7.6%)	2,552 ( 6.8%)	2,748 ( 7.1%)
■欧州	2,190 ( 5.5%)	2,366 ( 5.9%)	2,060 ( 5.5%)	2,039 ( 5.2%)
合計	39,849 (100.0%)	39,982 (100.0%)	37,513 (100.0%)	38,974 (100.0%)

注) 上記の数値は外部顧客に対する売上高



## (3) 重要な子会社等の状況 (平成30年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率		主要な事業内容
		直接所有	間接所有	
オーハシ技研工業株式会社	499,000千円	100.0%	－	自動車関連部品の製造・販売
株式会社オーハシロジスティクス	100,000千円	100.0%	－	物流事業
OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.	5,500千米ドル	100.0%	－	自動車関連部品の販売
OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING,INC.	4,500千米ドル	－	100.0%	自動車関連部品の製造
OHASHI NAKAHYO U.S.A.,INC.	6,000千米ドル	－	90.0%	自動車関連部品の製造
OHASHI TECHNICA MEXICO,S.A.DE C.V.	18,400千メキシコペソ	99.9%	0.1%	自動車関連部品の販売
大橋精密件(上海)有限公司	4,000千米ドル	100.0%	－	自動車関連部品の販売
大橋精密件製造(広州)有限公司	12,500千米ドル	100.0%	－	自動車関連部品の製造
広州大中精密件有限公司	6,000千米ドル	70.0%	－	自動車関連部品の製造・販売
大橋精密電子(上海)有限公司	3,000千米ドル	100.0%	－	情報通信関連部品等の製造・販売
OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.	407,000千タイバーツ	100.0%	－	自動車関連部品の製造・販売
OHASHI SATO (THAILAND) CO.,LTD.	95,000千タイバーツ	－	60.0%	自動車関連部品の製造
OHASHI TECHNICA UK,LTD.	1,000千英ポンド	100.0%	－	自動車関連部品の販売
台湾大橋精密股份有限公司	30,000千ニュー台湾ドル	100.0%	－	自動車関連部品の調達
株式会社テーケー	53,000千円	33.9%	－	自動車関連部品の製造・販売
株式会社ナカヒョウ	84,000千円	20.0%	－	自動車関連部品の製造・販売

- (注) 1.OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING,INC.の間接所有比率(100.0%)は、OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.が所有しております。  
2.OHASHI NAKAHYO U.S.A.,INC.の間接所有比率(90.0%)は、OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.が所有しております。  
3.OHASHI TECHNICA MEXICO,S.A.DE C.V.の間接所有比率(0.1%)は、OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.が所有しております。  
4.OHASHI SATO (THAILAND) CO.,LTD.の間接所有比率(60.0%)は、OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.が所有しております。  
5.上記のうち、OHASHI NAKAHYO U.S.A.,INC.につきましては、当連結会計年度において新たに設立されたため、重要な子会社に含めております。  
6.平成29年11月7日に、株式会社ナカヒョウの発行済株式総数の20.0%を取得し、同社を持分法適用の関連会社といたしました。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念で掲げている「新たな価値を創造し、世界のお客様に信頼される会社を実現する」ために、グループを挙げて、以下の課題に取り組んでまいります。

### ① グローバル事業体制の強化、拡充

- イ. 新事業拠点展開や既存拠点の機能強化等による対応力向上
- ロ. 独自技術の積極展開、製造機能強化、供給機能強化等による競争力向上

### ② 強みのある製造基盤の構築

- イ. 各製造拠点の生産対応能力を拡大し、ファクトリー機能を強化する
- ロ. 独自の加工技術の開発

### ③ 供給体制、供給機能の強化・充実

- イ. 調達先企業との戦略的な関係強化
- ロ. グローバル調達体制の強化

### ④ 企業価値向上への取組み継続

- イ. 実効的なコーポレート・ガバナンスの実現
- ロ. ステークホルダーへの安定的な還元

## (5) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

- ① 自動車関連部品等の設計開発・製造・販売
- ② 物流業務並びに輸出入業務

## (6) 主要な営業所等 (平成30年3月31日現在)

### ① 本社、営業部門、調達部門、海外事業部門

本社  
営業部門

営業部

栃木第一営業グループ  
栃木第二営業グループ  
北関東営業グループ  
首都圏第一営業グループ  
首都圏第二営業グループ  
南関東第一営業グループ  
南関東第二営業グループ  
浜松営業グループ  
名古屋第一営業グループ  
名古屋第二営業グループ  
鈴鹿営業グループ  
大阪営業グループ  
マーケティンググループ

調達部門

調達部

第一調達チーム  
第二調達チーム  
第三調達チーム

海外事業部門

海外事業部

海外営業チーム  
海外業務チーム

東京都港区  
東京都港区  
栃木県宇都宮市  
栃木県宇都宮市  
群馬県邑楽郡  
東京都国立市  
東京都国立市  
神奈川県伊勢原市  
神奈川県伊勢原市  
静岡県浜松市  
愛知県高浜市  
愛知県高浜市  
三重県鈴鹿市  
大阪府大阪市  
東京都港区  
東京都港区  
東京都港区  
東京都港区  
東京都港区  
東京都港区  
神奈川県横浜市

### ② 子会社

オーハシ技研工業株式会社  
株式会社オーハシロジスティクス  
OHASHI TECHNICA U.S.A., INC.  
OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING, INC.  
OHASHI NAKAHYO U.S.A., INC.  
OHASHI TECHNICA MEXICO, S.A. DE C.V.  
大橋精密件(上海)有限公司  
大橋精密件制造(広州)有限公司  
広州大中精密件有限公司  
大橋精密電子(上海)有限公司  
OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO., LTD.  
OHASHI SATO (THAILAND) CO., LTD.  
OHASHI TECHNICA UK, LTD.  
台湾大橋精密股份有限公司

愛知県東海市  
東京都国立市  
米国オハイオ州サンバリー  
米国オハイオ州サンバリー  
米国オハイオ州サンバリー  
メキシコ国グアナファト州  
中国上海市  
中国広州市  
中国広州市  
中国上海市  
タイ国サムットプラカーン  
タイ国プラチンプリ  
英国ウィルトシャー州スウィンドン  
台湾高雄市

### ③ 持分法適用関連会社

株式会社テーケー  
株式会社ナカヒョウ

長野県上伊那郡  
岐阜県各務原市

## (7) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
796名(101名)	7名増(3名増)

(注)従業員数は就業員数であり、派遣社員、嘱託、パートは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
173名(12名)	1名増(3名増)	43.2歳	14.1年

(注)従業員数は就業員数であり、派遣社員、嘱託、パートは( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入れ先の状況 (平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 64,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 16,240,040株 |
| ③ 株主数        | 6,015名      |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

株主名	持株数	持株比率
オーハシテクニカ取引先持株会	1,446,200株	9.71%
株式会社みずほ銀行	743,800	4.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	670,300	4.50
日本生命保険相互会社	660,000	4.43
阿部 泰三	486,600	3.27
久保 好江	472,680	3.17
久保 雅嗣	472,680	3.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	425,300	2.85
大橋 玲子	353,700	2.37
明治安田生命保険相互会社	340,000	2.28

(注)当社は自己株式1,360,785株を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権の状況

- ① 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柴 崎 衛	
取締役相談役	前 川 富 義	
取締役	廣 瀬 正 也	海外事業部長
取締役	中 村 佳 二	経営企画部長
取締役（監査等委員・常勤）	瀬 口 悦 雄	
社外取締役（監査等委員）	三 好 徹	株式会社精工技研 社外取締役（監査等委員）
社外取締役（監査等委員）	新 妻 幹 夫	

- (注) 1.三好徹氏、新妻幹夫氏は社外取締役であります。なお、三好徹氏及び新妻幹夫氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
- 2.当社は三好徹氏、新妻幹夫氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、両氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し責任を負うものとしております。
- 3.取締役（監査等委員）新妻幹夫氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する高い知見を有するものであります。
- 4.監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、瀬口悦雄氏を常勤監査等委員として選定しております。

## ② 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （－）	131,093千円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	24,960千円 （11,760千円）
合 計 （うち社外役員）	8名 （2名）	156,053千円 （11,760千円）

(注) 1.上記には、平成29年6月22日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。

2.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含み28,287千円）は含まれておりません。

3.取締役の支給額には役員賞与51,000千円が含まれております。

4.取締役の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の第64期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額1億円以内と決議いただいております。

## ③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区 分	氏 名	兼職先	社外取締役の兼職先と当社との間における特別な関係
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	三 好 徹	株式会社精工技研 社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	該当ありません

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況	発言状況
社外取締役 （監査等委員）	三 好 徹	取締役会 17回／17回 監査等委員会 10回／10回	弁護士としての視点から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において必要な発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	新 妻 幹 夫	取締役会 17回／17回 監査等委員会 10回／10回	税理士としての専門的な見地から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において必要な発言を行っております。

## (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

### ② 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結していません。

### ③ 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	30,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	-千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	30,000千円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適正であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む)の監査(会社法または金融商品取引法《これらに相当する外国の法令を含む》の規定によるものに限る)を受けております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### ④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査等委員会は、監査等委員会が定める会計監査人评价基準に基づき、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。



## (5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」）及び当該体制の運用状況

### (5-1) 「内部統制システム構築の基本方針」

平成28年6月24日開催の当社取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い決議いたしました「内部統制システム構築の基本方針」は、以下のとおりです。

#### ① 当社及び子会社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 企業として法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をするべく、オーハシテクニカグループ「企業行動憲章」を制定し、また役員及び全従業員を対象とした行動指針として、オーハシテクニカグループ「コンプライアンスガイドライン」を定め、当社及び子会社内で周知徹底を図る。
- ロ. グループ全体の業務の適正を確保するため、社長直轄の「内部統制統括部」を設置し、関係部門と協力して内部統制の整備・運用状況の評価を行う。
- ハ. コンプライアンス担当部署として、内部統制統括部の下にコンプライアンス・リスク管理チームを、さらに内部統制全般、コンプライアンス、リスク管理に関する重要問題を討議するための常設協議機関として「内部統制委員会」を設置する。
- ニ. 法令・定款・諸規則並びに規定に違反する行為を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として内部通報制度を、また社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部通報制度（ホットライン）を設置し、運用を行う。
- ホ. 内部監査部門により、子会社も含め実効性のある業務監査を実施する。

#### ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書により保存し、これらは別途定める文書管理取扱要領に基づき保存・管理するものとする。取締役は、いつでもこれらの文書を閲覧できるものとする。

#### ③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規定その他の体制

内部統制を管轄する組織の中に、リスク管理を統括する部門であるコンプライアンス・リスク管理チームを置き、リスク管理規定を定め、当社及び子会社を含めた管理体制の構築・運用を行う。併せて内部監査部門が部門ごとのリスク管理の状況を監査し、改善に努める。

また自然災害やシステム障害等に備え、緊急時の対策マニュアルとして「事業継続計画」（Business Continuity Plan）の策定及び見直しを行い、予測リスクの極小化及び最短時間での基幹業務の復旧を図るための体制を整備する。

#### ④ 当社及び子会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、毎月1回、定時取締役会を開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項については、事前に経営戦略会議において審議を行い、その審議を経て取締役会で決定する。

- . 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、業務分掌規定、職務権限規定において、当社及び子会社を含め、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ハ. 取締役会において決定された中期経営計画及び年度業務計画については、社内取締役、執行役員、各事業部門長から構成された主管業務報告会において、毎月1回、業績並びに課題を報告させ、具体的な対策・指導を実施する。
- 二. 子会社の経営に関する重要事項については、必要に応じ事前に経営戦略会議における審議を経て、取締役会で決定する。

#### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 国内及び海外の子会社の管理については、「国内関係会社管理要領」「海外関係会社管理要領」に基づき、各子会社の事業を所管する事業部門と連携して各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。また、必要に応じて取締役及び監査役に就任することを含め、各社への指導、支援を行う。
- . 子会社から担当役員への報告事項を、上記各管理要領に定め、これを受けて担当役員が取締役に報告する。また、海外子会社社長を、定期的に本社に招集してグローバル経営戦略会議を開催し、子会社社長からの報告を受け、当社取締役による指示・指導を実施する。
- ハ. さらに、子会社の業務活動全般についても内部監査の対象とし、グループとしての内部管理体制の構築を推進する。

#### ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項と、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、並びに、当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の設置について、監査等委員会から要請があった場合、その任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては、事前に監査等委員会の同意を得た上で決定すること、また、当該取締役及び使用人は当該業務に関して監査等委員会の指揮命令に従うこととし、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するものとする。

#### ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項、役職員による不正行為や重要な法令・定款違反を発見した時、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が発生した場合は、監査等委員会に報告することとする。また前記に関わらず選定監査等委員はいつでも必要に応じて、前記の者に対して報告を求めることができることとする。
- . 監査等委員は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営戦略会議その他の重要な会議に出席するとともに、選定監査等委員は、必要に応じて当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人に対してその説明を求めることができるものとする。
- ハ. 監査等委員は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

- 二. 監査等委員会や通報窓口へ通報を行った者に対し、通報したことを理由としていかなる不利益をも課してはならない旨定め、役職員に周知徹底する。
- ホ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還に関しては、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを会社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

### ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社並びに子会社からなる企業集団は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図るものとする。

### ⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

- イ. オーハシテクニカグループ「企業行動憲章」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固たる決意で一切の関係を遮断する。
- ロ. 反社会的勢力に対しては、組織をあげて断固として対決するために、経営トップによる絶縁宣言を行うとともに、不当要求防止責任者の設置、外部専門機関との連携、関係会社も含めた反社会的勢力排除にむけた教育、啓発活動を実施する。

## (5-2) 「内部統制システムの運用状況」

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

### ① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. オーハシテクニカグループ「コンプライアンスガイドライン」の朝礼での唱和、当社グループ役職員を対象としたコンプライアンス教育の継続的实施等により、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
- ロ. 法令違反行為、社内規定違反行為を早期に発見し是正することを目的とし、社内の内部統制統括部、常勤監査等委員または社外の法律事務所を窓口とする内部通報制度を運用しております。
- ハ. 内部監査部門である内部統制統括部により、年度監査計画に基づき、子会社も含め内部監査(内部統制監査及び業務監査)を実施し、必要に応じて改善を求め、その結果を確認することとしています。監査結果については、代表取締役社長に都度報告されるとともに、常勤監査等委員にもすべて報告されております。これらの総括に関し、代表取締役社長を委員長とし関連本部部長から構成される「内部統制委員会」の場で報告の上、課題や対策について協議し、また、別途、監査等委員会にも報告しております。

## ② 損失の危険の管理に関する体制

各部門ごとのリスク管理の状況につき、月次で開催する主管業務報告会にて主要部門長からの報告を行い、取締役による監督を受けております。また、内部統制統括部による監査結果報告を受け、内部統制委員会において協議しております。

## ③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では毎月1回の定時取締役会及び必要に応じ開催する臨時取締役会も含め、平成29年度、合計17回の取締役会を開催いたしました。また、取締役会に先立って重要事項について審議する経営戦略会議を合計17回開催いたしました。これらを通じ、取締役の職務執行の効率性、適正性についての監督を行っております。

## ④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の管理状況に関しては、担当役員がとりまとめて取締役会に月次で報告しております。また、定期的に（半期毎、もしくは四半期毎）グローバル経営戦略会議を開催し、海外子会社社長からの報告を受けて、当社取締役による指示・指導を実施しております。

ロ. 内部監査部門である内部統制統括部が、国内外子会社6社の内部監査を実施いたしました。

## ⑤ 監査等委員会の実効的な監査を確保するための体制

イ. 常勤監査等委員を通報窓口の一つと指定している他、内部通報を社外窓口である法律事務所にて受け付けた場合も、社内窓口である内部統制統括部を経由して、必ず常勤監査等委員に情報が集まる仕組みとし、運用しております。また通報したことを理由として不利益を課してはならない旨、運営要領に定め、周知徹底しております。

ロ. 常勤監査等委員は、取締役会、経営戦略会議等の重要な社内会議に出席し、子会社を含めた情報を収集している他、会計監査人、内部監査部門と、定期的に情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかし、明白に当社の企業価値や株主共同の利益を侵害する恐れのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの等、こうした企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### ② 基本方針実現のための取組みの概要

当社グループの特徴と強みは、国内外において「ファクトリー&ファブレス」機能を最大限に活用しながら、市場の変化を予測し、様々な技術領域を超えたグローバルサプライヤーとして、お客様への部品供給を実現できることにあります。こうした事業展開を可能にするため、社員の教育・研修に独自の制度を設け、人材の開発を強力に推進しております。

さらに、創業以来築きあげてきた国内外のお客様や多くのステークホルダーとの信頼関係を、現在の経営トップ以下全役職員が不断の努力により維持発展させていくことが、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えております。

### ③ 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会決議により、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入し、平成27年6月24日開催の当社第63期定時株主総会におきまして、内容の一部を改定した上で継続することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置を取るることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動にあたって当社取締役会の恣意的判断を排除するため、「特別委員会」の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、平成30年6月開催予定の当社第66期定時株主総会終結の時までとなっております。現在の経済情勢並びに当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する観点から、平成30年5月15日開催の取締役会におきまして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランの有効期間を平成33年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとした上で、継続することを決議しております。

#### ④ 取組みの具体的な内容に対する、当社取締役会の判断及びその理由

##### イ. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、当社基本方針に沿い、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

##### ロ. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等への大規模買付等がなされようとする際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

##### ハ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様が意思が十分反映される仕組みとなっています。

##### 二. 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は必要に応じ特別委員会の判断の概要について、株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

##### ホ. 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

##### ヘ. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会において、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期が1年のため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>32,138,507</b>
現金及び預金	18,333,420
受取手形及び売掛金	8,300,681
商品及び製品	4,113,511
仕掛品	350,654
原材料及び貯蔵品	539,935
繰延税金資産	192,658
その他	317,947
貸倒引当金	△10,301
<b>固定資産</b>	<b>8,759,566</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,006,545</b>
建物及び構築物	2,829,918
機械装置及び運搬具	1,262,332
工具器具備品	317,997
土地	1,393,385
建設仮勘定	202,911
<b>無形固定資産</b>	<b>340,979</b>
ソフトウェア	284,017
その他	56,962
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,412,042</b>
投資有価証券	1,603,951
繰延税金資産	33,127
その他	777,061
貸倒引当金	△2,097
<b>資産合計</b>	<b>40,898,074</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>10,648,927</b>
支払手形及び買掛金	3,448,856
電子記録債務	5,658,068
未払法人税等	548,547
賞与引当金	233,775
役員賞与引当金	51,000
その他	708,678
<b>固定負債</b>	<b>955,182</b>
繰延税金負債	257,411
退職給付に係る負債	598,726
その他	99,044
<b>負債合計</b>	<b>11,604,109</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>27,066,660</b>
資本金	1,825,671
資本剰余金	1,622,030
利益剰余金	24,952,207
自己株式	△1,333,248
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,814,187</b>
その他有価証券評価差額金	743,776
為替換算調整勘定	1,049,282
退職給付に係る調整累計額	21,128
<b>非支配株主持分</b>	<b>413,116</b>
<b>純資産合計</b>	<b>29,293,964</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>40,898,074</b>

## 連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	38,974,576
売上原価	29,099,140
売上総利益	9,875,436
販売費及び一般管理費	5,655,726
営業利益	4,219,709
営業外収益	182,475
受取利息	56,110
受取配当金	27,822
持分法による投資利益	23,810
作業くず売却益	45,968
その他	28,763
営業外費用	95,239
支払利息	399
為替差損	31,318
開業費	13,184
和解金	37,280
その他	13,056
経常利益	4,306,946
特別利益	265,071
固定資産売却益	1,525
補助金収入	261,603
その他	1,942
特別損失	103,486
固定資産売却損	86,047
固定資産除却損	5,573
事業所移転費用	11,865
税金等調整前当期純利益	4,468,531
法人税、住民税及び事業税	1,405,781
法人税等調整額	△26,407
当期純利益	3,089,157
非支配株主に帰属する当期純利益	23,491
親会社株主に帰属する当期純利益	3,065,665



## 連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,825,671	1,622,234	22,496,591	△1,327,270	24,617,226
当期変動額					
剰余金の配当			△610,049		△610,049
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,065,665		3,065,665
自己株式の取得				△5,977	△5,977
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△204			△204
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△204	2,455,616	△5,977	2,449,433
当期末残高	1,825,671	1,622,030	24,952,207	△1,333,248	27,066,660

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益 累計額合計		
当期首残高	633,118	885,498	13,267	1,531,884	308,715	26,457,826
当期変動額						
剰余金の配当						△610,049
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,065,665
自己株式の取得						△5,977
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						△204
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	110,658	163,784	7,861	282,303	104,401	386,704
当期変動額合計	110,658	163,784	7,861	282,303	104,401	2,836,138
当期末残高	743,776	1,049,282	21,128	1,814,187	413,116	29,293,964

# 計算書類

## 貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,972,044</b>
現金及び預金	8,834,109
受取手形	84,426
売掛金	5,997,074
商品	800,462
貯蔵品	1,098
前払費用	21,574
繰延税金資産	92,162
短期貸付金	17,650
その他	123,575
貸倒引当金	△91
<b>固定資産</b>	<b>12,969,479</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,163,589</b>
建物	1,205,466
構築物	195,276
機械及び装置	25,429
車両運搬具	8,219
工具器具備品	29,099
土地	693,959
建設仮勘定	6,139
<b>無形固定資産</b>	<b>256,084</b>
ソフトウェア	250,742
その他	5,341
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,549,805</b>
投資有価証券	1,415,573
関係会社株式	6,002,514
関係会社出資金	2,494,885
長期貸付金	520
保険積立金	370,597
その他	267,812
貸倒引当金	△2,098
<b>資産合計</b>	<b>28,941,524</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>8,052,153</b>
支払手形	148,875
買掛金	1,643,141
電子記録債務	5,347,427
未払金	171,279
未払費用	80,338
未払法人税等	416,471
預り金	9,878
賞与引当金	154,061
役員賞与引当金	51,000
その他	29,679
<b>固定負債</b>	<b>709,115</b>
繰延税金負債	195,281
退職給付引当金	448,286
資産除去債務	32,729
その他	32,817
<b>負債合計</b>	<b>8,761,268</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>19,436,480</b>
資本金	1,825,671
資本剰余金	1,622,234
資本準備金	1,611,444
その他資本剰余金	10,790
<b>利益剰余金</b>	<b>17,309,246</b>
利益準備金	147,356
その他利益剰余金	17,161,889
圧縮積立金	174,653
別途積立金	7,970,000
繰越利益剰余金	9,017,235
自己株式	△1,320,672
評価・換算差額等	743,776
その他有価証券評価差額金	743,776
<b>純資産合計</b>	<b>20,180,256</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>28,941,524</b>

## 損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	22,239,897
売上原価	17,220,331
売上総利益	5,019,565
販売費及び一般管理費	3,080,834
営業利益	1,938,731
営業外収益	828,865
受取利息及び配当金	783,853
その他	45,012
営業外費用	116,425
為替差損	914
賃貸費用	70,783
和解金	37,280
その他	7,447
経常利益	2,651,171
特別利益	199,851
固定資産売却益	816
補助金収入	199,035
特別損失	96,407
固定資産売却損	86,047
固定資産除却損	2,463
事業所移転費用	7,896
税引前当期純利益	2,754,615
法人税、住民税及び事業税	738,242
法人税等調整額	△18,475
当期純利益	2,034,848

## 株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,825,671	1,611,444	10,790	1,622,234	147,356	179,215	7,970,000	7,587,875	15,884,447
当期変動額									
圧縮積立金の取崩						△4,561		4,561	-
剰余金の配当								△610,049	△610,049
当期純利益								2,034,848	2,034,848
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△4,561	-	1,429,360	1,424,798
当期末残高	1,825,671	1,611,444	10,790	1,622,234	147,356	174,653	7,970,000	9,017,235	17,309,246

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,320,672	18,011,681	633,118	633,118	18,644,799
当期変動額					
圧縮積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		△610,049			△610,049
当期純利益		2,034,848			2,034,848
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			110,658	110,658	110,658
当期変動額合計	-	1,424,798	110,658	110,658	1,535,457
当期末残高	△1,320,672	19,436,480	743,776	743,776	20,180,256

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

株式会社オーハシテクニカ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀	健 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須山誠一郎	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーハシテクニカの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正または誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーハシテクニカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

株式会社オーハシテクニカ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 堀 健 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須山誠一郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーハシテクニカの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正または誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月15日

株式会社オーハシテクニカ 監査等委員会

常勤監査等委員 瀬 口 悦 雄 ㊟

監査等委員 三 好 徹 ㊟

監査等委員 新 妻 幹 夫 ㊟

(注) 監査等委員三好徹及び新妻幹夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社では、中長期的に企業価値を高め、株主の皆様へ利益を還元していくことを重要な経営課題の一つと位置付けております。

第66期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の業績動向、財務基盤等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

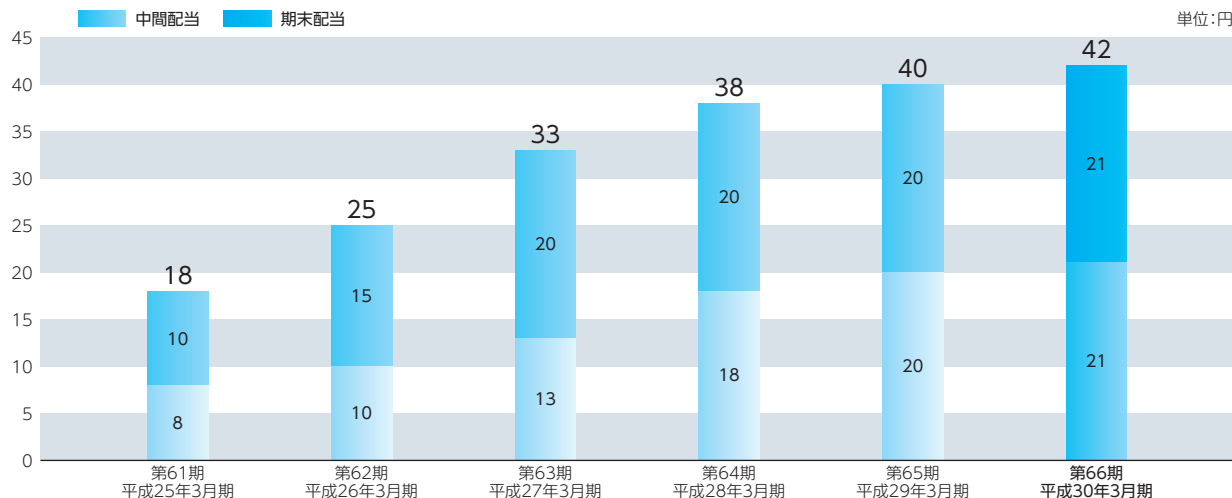
当社普通株式1株につき21円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は312,464,355円となります。

これにより、中間配当を含めた通期の配当金は、1株につき42円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月27日といたしたいと存じます。

### 配当金の推移



第2号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>し ば さ き まもる <b>柴崎 衛</b> (昭和31年5月14日生)</p>	<p>平成元年4月 当社入社 平成13年11月 OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.社長 平成15年6月 執行役員 同上 平成19年6月 取締役 経営企画部長 平成20年6月 取締役 海外事業部長 平成23年8月 取締役 営業本部長 平成26年6月 常務取締役 平成27年6月 代表取締役社長（現任）</p>	57,600株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>国内・海外部門での豊富な経験と知見を有しており、現在も当社グループの統括責任者としてリーダーシップを発揮しております。同氏のその能力・経験を引続き当社グループの経営に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p>ま え か わ と み よ し <b>前川 富義</b> (昭和24年11月26日生)</p>	<p>昭和44年3月 当社入社 平成4年3月 Fas Tac,Inc.（現OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.）社長 平成7年5月 取締役 Fas Tac,Inc.社長 平成13年11月 取締役 海外事業部長 平成18年4月 常務取締役 海外事業部長 平成19年6月 代表取締役社長 平成27年6月 代表取締役会長 平成29年6月 取締役相談役（現任）</p>	229,300株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社の取締役、代表取締役として長年にわたり経営を担い、豊富な経験と知見を有しております。同氏のその能力・経験を引続き当社グループの経営に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p>ひろせ まはや 廣瀬 正也 (昭和39年5月18日生)</p>	<p>昭和61年4月 当社入社 平成12年6月 立川支店長 平成19年1月 OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.社長 平成23年10月 営業本部東日本統括部長 平成24年6月 執行役員 営業本部東日本統括部長 平成27年2月 執行役員 営業本部長 平成27年6月 取締役 営業本部長 平成29年12月 取締役 海外事業部長 (現任)</p>	27,600株
		<p>取締役候補者とした理由 国内・海外部門での豊富な経験と知見を有しており、現在、海外部門の統括業務を担っております。同氏のその能力・経験を引続きグループの業績拡大に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	<p>なかむら よしじ 中村 佳二 (昭和35年3月3日生)</p>	<p>昭和57年4月 株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 平成21年12月 当社出向 平成22年1月 管理部長 平成22年12月 当社入社 平成23年6月 執行役員 管理部長 平成23年8月 執行役員 経営企画部長 平成27年6月 取締役 経営企画部長 (現任)</p>	27,300株
		<p>取締役候補者とした理由 経営企画・管理部門での豊富な経験と知見を有しており、現在、管理部門全般の統括業務を担っております。同氏のその能力・経験を活かし、引続きグループ全体の政策決定、管理機能強化を担うべく、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	<p>ふるしょう まさと 古性 雅人 (昭和31年9月27日生)</p> <p>新任</p>	<p>昭和54年4月 当社入社 平成12年1月 OHASHI TECHNICA UK,LTD.社長 平成15年6月 執行役員 同上 平成21年6月 上席執行役員 第一営業統括部長 平成23年10月 上席執行役員 OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.社長 平成27年6月 執行役員 調達部長 平成28年10月 執行役員 第二営業部長 平成29年12月 執行役員 営業部長 (現任)</p>	40,600株
		<p>取締役候補者とした理由 国内・海外部門での豊富な経験と知見を有しており、現在、国内営業部門の統括業務を担っております。同氏のその能力・経験をグループの業績拡大に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	

(注) 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	瀬口 悦雄 <small>せぐち えつお</small> （昭和31年1月26日生）	昭和53年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成19年2月 当社出向 平成19年6月 業務管理部長 平成19年9月 内部統制統括部長 平成20年2月 当社入社 平成24年4月 監査役付参与 平成24年6月 常勤監査役 平成28年6月 取締役〔常勤監査等委員〕（現任）	13,300株
		監査等委員である取締役候補者とした理由 これまでの当社監査役、監査等委員としての監査経験を通じて、グループの事業に関する広範で深い知見を有しております。これらの経験・能力等を引続き当社グループの経営及び監査に活かすため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。	
2	三好 徹 <small>みよし とおる</small> （昭和22年4月15日生）	昭和51年4月 弁護士登録 柏原法律事務所所属 昭和53年9月 三好総合法律事務所を開設、現在に至る 平成9年6月 当社社外監査役 平成28年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社精工技研 社外取締役〔監査等委員〕	15,600株
		監査等委員である社外取締役候補者とした理由 三好徹氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、同氏は弁護士として企業法務に関する豊富な知見を有するとともに、当社社外監査役、社外監査等委員としての経験から、当社グループの事業にも精通しております。これらの経験・能力等を引続き当社グループの経営及び監査に活かすため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	にいづま みきお <b>新妻 幹夫</b> （昭和25年12月11日生）	昭和51年 4月 東京国税局入局 平成13年 7月 戸塚税務署副署長 平成19年 7月 東京国税局査察部査察国際課長 平成21年 7月 藤沢税務署長 平成23年 8月 税理士登録 平成25年 6月 当社社外監査役 平成28年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	3,500株
		監査等委員である社外取締役候補者とした理由 新妻幹夫氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、同氏は税理士として財務及び会計に関する高い知見を有するとともに、国内外の企業税務に精通しております。これらの経験・能力等を引続き当社グループの経営及び監査に活かすため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1.三好徹氏、新妻幹夫氏は、社外取締役候補者であります。
- 2.三好徹氏、新妻幹夫氏が、当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
- 3.各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 4.三好徹氏、新妻幹夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、両氏の再任が承認された場合、引続き両氏を独立役員とする予定です。
- 5.当社は、三好徹氏、新妻幹夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としており、三好徹氏、新妻幹夫氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定です。

## 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
たぐち たけひさ <b>田口 武尚</b> (昭和18年7月14日生)	昭和37年4月 東京国税局入局 平成12年7月 葛飾税務署長 平成13年7月 立川税務署長 平成14年8月 税理士登録 平成20年6月 当社社外監査役 平成25年6月 当社社外取締役 平成28年6月 当社社外取締役退任	6,300株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

田口武尚氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、同氏は税理士として財務及び会計に関する高い知見並びに当社の社外役員として長年の経験を有しており、監査等委員である取締役に就任した場合は、その職務を十分に遂行していただけるものと考えております。

- (注) 1.田口武尚氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
 2.田口武尚氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3.田口武尚氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、田口武尚氏が監査等委員である取締役に就任した場合、改めて独立役員として同取引所に届出をする予定です。  
 4.田口武尚氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

## 当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会決議により導入いたしました「当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を、平成27年6月24日開催の当社第63期定時株主総会においてその一部を改定した上で継続することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

現行の「当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、本プランといいます。）の有効期間は、平成30年6月26日開催予定の当社第66期定時株主総会（以下、本定時株主総会といいます。）終結の時までとなっております。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する観点から検討を重ねてまいりました結果、平成30年5月15日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランの有効期間を平成33年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとした上で、継続することを決議いたしました。

なお、上記取締役会においては、取締役全7名が出席し、本プランの継続につき全員一致で承認可決がなされております。

本議案は、株主の皆様に本プランの継続をお諮りするものであります。

## 当社株式等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念及び企業価値の源泉並びに当社のステークホルダーとの関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきと考えております。さらに、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中にはその目的等から判断して、当社の企業価値や株主共同の利益を明白に侵害する恐れのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、当社取締役会や株主に対して当該大規模買付行為の内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を提供しないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### II. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取組み

#### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、日本、米州、中国、アセアン、欧州、台湾を軸とするグローバル体制の構築により、自動車部品を重点市場として、グローバルサプライヤーとして国内外における「ファクトリー&ファブレス」機能を最大限に活用しながら、企業価値・株主共同の利益の確保と向上に努めております。

また、こうした事業展開を可能にするため、社員の研修教育に独自の制度を設け、人材の開発を強力に推進しております。加えて、創業以来築きあげてきた国内外のお客様や多くのステークホルダーとの信頼関係を、現在の経営トップ以下全役職員が不断の努力により維持発展させていくことにより、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えております。

#### 2. 企業価値向上への取組みについて

今後の世界経済は、緩やかな拡大基調が見込まれますが、米国の通商政策の影響や欧州の政治動向、中国経済の下振れ懸念など不安定要素もあり、今後の自動車業界への影響について注視していく必要があります。こうした状況のなか、当社グループでは業績の拡大と経営基盤の安定的な確立をめざして、以下の課題にグループ一体となり取り組んでまいります。

##### (1) グローバル事業体制の強化、拡充

- ①新事業拠点展開や既存拠点の機能強化等による対応力向上
- ②独自技術の積極展開、製造機能強化、供給機能強化等による競争力向上

##### (2) 強みのある製造基盤の構築

- ①各製造拠点の生産対応能力を拡大し、ファクトリー機能を強化する
- ②独自の加工技術の開発



- (3) 供給体制、供給機能の強化・充実
  - ①調達先企業との戦略的な関係強化
  - ②グローバル調達体制の強化
- (4) 企業価値向上への取組み継続
  - ①実効的なコーポレート・ガバナンスの実現
  - ②ステークホルダーへの安定的な還元

### 3. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みについて

当社は、「新たな価値を創造し、世界のお客様に信頼される会社を実現する」という経営理念のもとで、グローバルに事業を展開しております。併せて社会の一員であることを強く認識し、公正かつ透明な企業活動に徹し豊かな社会の実現に向けて努力するとともに、株主や投資家の皆様をはじめ、ユーザー、協力企業、社会から信頼され期待される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要な経営課題と考えております。

当社は、ガバナンス体制の一層の強化を目指し、平成28年6月24日開催の定時株主総会における承認を経て、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社取締役会は取締役4名（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役3名（うち2名は社外取締役）で構成しており、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社法に定める取締役会の専決事項及び取締役会規定に定める付議事項を審議・決定しております。

監査等委員会においては、常勤監査等委員を1名選定し、取締役会のほか経営戦略会議等の主要な会議に全て出席し情報収集を行うとともに、社外取締役は、原則全ての取締役会及び定期的に開催する監査等委員会に出席し、監査等委員会として取締役の職務執行を充分監査できる体制となっております。また、内部監査担当部門及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めております。

なお、取締役会の戦略決定及び業務監督機能と業務執行の分離を明確に図るため、平成11年度より執行役員制度を導入して、経営環境の変化に迅速に対応できる体制としております。

## Ⅲ. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置を取ることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動にあたって当社取締役会の恣意的判断を排除するため、別紙1に定めた「特別委員会規定の概要」に従い、当社社外取締役及び社外有識者で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

本プラン継続時点における「特別委員会委員就任予定者の氏名及び略歴」は、別紙2に記載のとおりであります。

平成30年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3の「当社の大株主の状況」に記載のとおりであります。

## IV. 本プランの内容

### 1. 本プランの対象となる大規模買付等

次の(1)または(2)に該当する行為またはこれらに類似する行為(ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます)がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

(1) 当社の株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(2) 当社の株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### 2. 大規模買付者に対する情報提供の要求

#### (1) 「意向表明書」の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、実行に先立ち、当社取締役会に対して、本プランに定められた手続きに従う旨の誓約等を日本語で記載した書面(以下、「意向表明書」といいます)を、当社の定める書式により提出していただきます。

「意向表明書」には、別紙4で定める事項を記載していただき、その提出にあたっては、全部事項証明書、定款の写し、その他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

#### (2) 必要情報の当社への提供

上記「意向表明書」を提出いただいた場合には、大規模買付行為に対する株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報を得るため、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して評価・検討のために必要な日本語で記載された情報(以下、大規模買付情報といいます)を提供していただきます。

①当社は、「意向表明書」の受領後10営業日以内に大規模買付者に対して、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを発送いたしますので、大規模買付者は、別紙5に定めた「大規模買付情報リスト」に従って20営業日以内に日本語で記載された十分な大規模買付情報を当社に提出していただきます。

②大規模買付情報の提供がなく、または提供された大規模買付情報では株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を求める場合があります。

#### (3) 株主の皆様に対する情報開示

当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様の判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

### 3. 大規模買付行為の内容の検討

当社取締役会は、外部専門家(弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得て、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合は、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための検討期間として、次の期間を設定します。

(1) 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けの場合には最大60日間

(2) 他の大規模買付等の場合には最大90日間

次に、当社取締役会は、取締役会検討期間内において必要に応じて適宜、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者等から提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する比較検討及び当社取締役会の代替案の検討等を行います。こうした取締役会検討期間を設定したこと、当社取締役会として慎重にとりまとめた意見、大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案等を提供する場合には、当該代替案等について法令等に従い適時株主の皆様へ開示いたします。また、当社取締役会の意見、代替案等については、大規模買付者に通知いたします。

#### 4. 大規模買付行為に対する対抗措置の発動

##### (1) 「特別委員会」の設置

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付ルールを適正に運用し、対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役及び社外有識者で構成される「特別委員会」を設置いたします。

特別委員会は、取締役会検討期間中、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。特別委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、特別委員会は当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、弁護士、その他の専門家）の助言を得ることができるものとします。

なお、特別委員会が当社取締役会に対して以下の勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要、その他当社取締役会が適切に判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

##### ①対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、大規模買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、または大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお別紙6に定める「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」のいずれかに該当すると判断される場合、または該当すると客観的・合理的に疑われる相当の事情がある場合、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められることとします。

##### ②対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、大規模買付等の内容が本プランに定める手続きに従ったものであり、かつ明らかに企業価値を毀損しもしくは株主共同の利益を侵害するものとはいえないと判断した場合、または本対抗措置を発動することが適当でないとして判断した場合には、当社取締役会に対して本対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、特別委員会は、一度対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者等による大規模買付等が上記①の要件を充足することとなった場合には、本対抗措置を発動することを当社取締役会に勧告することができるものとします。

##### (2) 取締役会の決議

当社取締役会は、(1)に定める特別委員会の勧告を最大限に尊重し、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

### (3) 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記(2)の手続に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合、または対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、または勧告の有無に関わらず対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

### (4) 大規模買付等の開始

大規模買付者は、本プランに定める手続を遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

## 5. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記4.(2)に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます)の無償割当を行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙7「新株予約権の概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の中止または発動の停止を決議することがあります。

また、本新株予約権の無償割当の効力発生日後であっても、同様の理由により当社が新株予約権を取得することが適切であると判断した場合には、行使期間開始日の前日までの間に当社が当該新株予約権を無償取得する場合があります。

## V. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成33年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実(法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除く)及び変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

## VI. 本プランの合理性

### 1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、当社基本方針に沿い、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

### 2. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等への大規模買付等がなされようとする際に、当該大規模買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

### 3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、その後の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

### 4. 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は必要に応じ特別委員会の判断の概要について、株主の皆様にご情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

### 5. 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅳ.に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

### 6. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記Ⅴ.に記載のとおり、当社取締役会において、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期が1年のため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## Ⅶ. 株主及び投資家の皆様への影響

### 1. 本プランの継続時に株主の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、大規模買付者等が本プランを遵守するかどうかにより、当該大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主の皆様におかれましては、買付者等の動向にご留意ください。

株主の皆様に影響を及ぼすような買付者等の動向を当社が把握した場合は、当社は速やかに情報開示を行います。

### 2. 本新株予約権の無償割当時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当を行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に登録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して、直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の決議をした場合であっても、上記Ⅳ.4.（3）に記載の手續等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。

例えば、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### 3. 本新株予約権の無償割当に伴う株主の皆様の手続き

#### (1) 本新株予約権の無償割当の効力発生日における手続き

本新株予約権の無償割当の手續きに関しては、基準日における株主名簿に登録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手續きは不要です。

#### (2) 本新株予約権の無償割当の実施後における、本新株予約権の行使、または取得に際しての株主の皆様に必要な手續き

当社が取得条項を付した新株予約権取得の手續きをとる場合には、当社は会社法に定められた手續きに従い取締役会の決議を行い、かつ新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。

また、大規模買付者及びそのグループを対象として本新株予約権を行使することができないものとして定めた非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使可能期間の到来を待つて本新株予約権を行使していただく場合には、当社は会社法に定められた手續きに従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様にご通知を行いますので、株主の皆様におかれましては行使期間内に本新株予約権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、いずれの手続きを行う場合であっても、当社はその手続きの詳細に関して適用ある法令等に基づき適時かつ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社より開示される情報に十分にご留意ください。

以 上

## 特別委員会規定の概要

### (目的)

1. 特別委員会は、当社株式等の大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断、対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社取締役会の決議により設置される。

### (委員の選任)

2. 特別委員会の委員は4名とし、当社社外取締役及び社外有識者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。

### (委員の任期)

3. 特別委員会の委員の任期は、社外取締役については当該取締役の任期とし、社外有識者については定時株主総会において決議される本プランの期間とする。

### (招集及び議長の選任)

4. 特別委員会は、当社取締役会の決議に基づき、取締役会議長が招集する。特別委員会の議長は、特別委員会の委員の互選により選定される。

### (決議方法)

5. 特別委員会の決議は、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

### (決議事項)

6. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容の理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止
  - (3) 本プランの変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に特別委員会に諮問する事項特別委員会は、上記の各号について審議・決議を行うに当たり、買収提案者や買収提案の内容等について情報及び資料を十分に収集し、中立公平な観点から慎重に検討を行う。

### (委員会への報告)

7. 特別委員会は、買収提案者や買収提案の内容等についての情報及び資料を収集するに当たり、当社代表取締役等に対し、必要な情報及び資料を収集して委員会に報告するよう求めることができる。当社代表取締役等は、できる限り委員会の情報・資料の収集に協力するよう努めるものとする。

### (外部からの助言)

8. 特別委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ること等ができる。



## 特別委員会委員就任予定者の氏名・略歴

氏名（生年月日）	略歴
<b>三好 徹</b> (昭和22年4月15日生)	昭和51年4月 弁護士登録。柏原法律事務所所属 平成53年9月 三好総合法律事務所を開設、現在に至る 平成9年6月 当社社外監査役 平成28年6月 当社社外取締役【監査等委員】（現任）
三好徹氏と当社の間、特別の利害関係はありません。	
氏名（生年月日）	略歴
<b>新妻 幹夫</b> (昭和25年12月11日生)	昭和51年4月 東京国税局入局 平成13年7月 戸塚税務署副署長 平成19年7月 東京国税局査察部査察国際課長 平成21年7月 藤沢税務署長 平成23年8月 税理士登録 平成25年6月 当社社外監査役 平成28年6月 当社社外取締役【監査等委員】（現任）
新妻幹夫氏と当社の間、特別の利害関係はありません。	
氏名（生年月日）	略歴
<b>田口 武尚</b> (昭和18年7月14日生)	昭和37年4月 東京国税局入局 平成12年7月 葛飾税務署長 平成13年7月 立川税務署長 平成14年8月 税理士登録 平成20年6月 当社社外監査役 平成25年6月 当社社外取締役 平成28年6月 当社社外取締役退任
田口武尚氏と当社の間、特別の利害関係はありません。	
氏名（生年月日）	略歴
<b>田口 弘</b> (昭和11年9月22日生)	昭和37年11月 中央信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行 平成元年6月 同行検査部長 平成3年4月 ニッシンジーエフ株式会社常務取締役 平成9年7月 同社常務取締役退任 平成10年6月 当社社外監査役 平成20年6月 当社社外監査役退任
田口弘氏と当社の間、特別の利害関係はありません。	

### 当社の大株主の状況（平成30年3月31日現在）

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
オーハシテクニカ取引先持株会	1,446,200	9.71
株式会社みずほ銀行	743,800	4.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	670,300	4.50
日本生命保険相互会社	660,000	4.43
阿部 泰三	486,600	3.27
久保 好江	472,680	3.17
久保 雅嗣	472,680	3.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	425,300	2.85
大橋 玲子	353,700	2.37
明治安田生命保険相互会社	340,000	2.28

（注）当社は自己株式1,360,785株を保有しております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 意向表明書

### 1. 大規模買付者の概要

- ①氏名または名称及び住所または所在地
- ②代表者の役職及び氏名
- ③会社等の目的及び事業の内容
- ④大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
- ⑤国内連絡先
- ⑥設立準拠法

### 2. 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数及び「意向表明書」提出前60日間における大規模買付者の当社株式等の取引状況

### 3. 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要

- ①大規模買付行為により取得を予定する当社株式等の種類及び数
- ②大規模買付行為の目的  
支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為その他の目的がある場合にはその旨及び内容。  
なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。

### 4. 本プランに従う旨の誓約

## 大規模買付情報リスト

1. 大規模買付者及びそのグループの詳細  
沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴、直近3事業年度の財務内容、経営成績その他経理の状況
2. 大規模買付等の目的の具体的内容、方法及び内容
3. 大規模買付等の対価の種類及び金額、並びに当該金額算定の根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
4. 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
6. 買付者が既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
7. 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
8. 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
9. 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者への対応方針
10. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様の判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

## 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 大規模買付者が、当社の経営に参画する意思がないにも関わらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で、当社株式等の買付けを行っている、または行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
2. 当社の経営を一時的に支配し、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社資産を大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社株式等の買付けを行っているとして判断される場合
3. 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株式等の買付けを行っているとして判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売り抜けをする目的で当社株式等の買付けを行っているとして判断される場合
5. 大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠その他の条件の具体的内容、当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無、実現可能性等が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
6. 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで、当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等の株式等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式等の売却を強要する恐れがあると判断される場合
7. 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または発展を妨げる恐れがあると判断される場合
8. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
9. その他上記1から8までに準ずる場合で、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・発展を著しく損なうと合理的に判断される場合

## 新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される当社が発行する株式の総数から発行済株式総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。  
ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権総数  
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 新株予約権の発行価額  
無償とする。
5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1円以上で取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属するものに行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。
9. 当社による新株予約権の取得  
当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。



# 米国に新会社を設立しました

2017年4月、米国オハイオ州に株式会社ナカヒョウ(当社持分法適用関連会社)との合弁により精密プレス部品の製造子会社「OHASHI NAKAHYO U.S.A.,INC.」を設立いたしました。

新会社では既に設備導入が完了し、本年夏の本格稼働に向けて準備を進めております。今後は、世界の主要自動車市場の一つである北米において、得意先の多様な現地生産ニーズにお応えしてまいります。

今後、この米国新会社がオーハシグループの更なる拡大と発展に貢献するものと期待しております。



## 新会社の概要

名 称	OHASHI NAKAHYO U.S.A.,INC.
所 在 地	米国オハイオ州
代 表 者	立岩 光
事 業 内 容	自動車部品製造
資 本 金	6百万ドル <small>出資比率            OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC. 90%            株式会社ナカヒョウ 10%</small>
設 立	2017年4月



# グローバル事業拠点 Network



**OHASHI TECHNICA UK, LTD.**  
英国ウィルトシャー州スウィンドン  
自動車関連部品の販売

英国



**OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.**  
タイ国サムットプラカーン  
自動車関連部品の製造・販売



**OHASHI SATO (THAILAND) CO.,LTD.**  
タイ国プラチンブリ  
自動車関連部品の製造



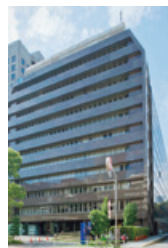
台湾大橋精密股份有限公司  
台湾高雄市  
自動車関連部品の調達、販売

タイ

中国

台湾

日本



株式会社オーハシテクニカ  
東京都港区  
自動車関連部品、  
情報通信関連部品等の販売



オーハシ技研工業株式会社  
愛知県東海市  
自動車関連部品の製造・販売



株式会社  
オーハシロジスティクス  
東京都国立市  
物流事業

米国

メキシコ



**OHASHI TECHNICA U.S.A., INC.**  
米国オハイオ州サンバリー  
自動車関連部品の販売



**OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING INC.**  
米国オハイオ州サンバリー  
自動車関連部品の製造

**OHASHI NAKAHYO U.S.A., INC.**  
米国オハイオ州サンバリー  
自動車関連部品の製造



**OHASHI TECHNICA MEXICO, S.A. DE C.V.**  
メキシコ国グアナファト州  
自動車関連部品の販売



大橋精密件(上海)有限公司  
中国上海市  
自動車関連部品の販売



大橋精密件製造(広州)有限公司  
中国広州市  
自動車関連部品の製造



広州大中精密件有限公司  
中国広州市  
自動車関連部品の製造・販売



大橋精密電子(上海)有限公司  
中国上海市  
情報通信関連部品等の製造・販売

## 企業情報 (平成30年3月31日現在)

### 会社概要

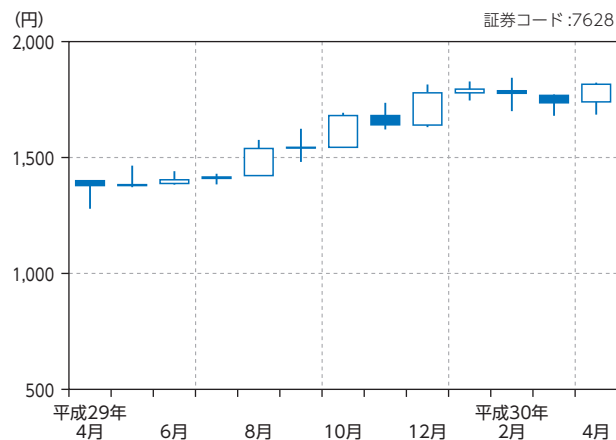
社名	株式会社オーハシテクニカ OHASHI TECHNICA INC.
本社	〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル10階
設立	1953年(昭和28年)3月12日
資本金	18億2,567万円
従業員数	グループ合計796名
連結子会社	国内2社、海外12社
持分法適用関連会社	国内2社
主な事業内容	①自動車関連部品等の設計開発・製造・販売 ②物流業務並びに輸出入業務

### 株式情報

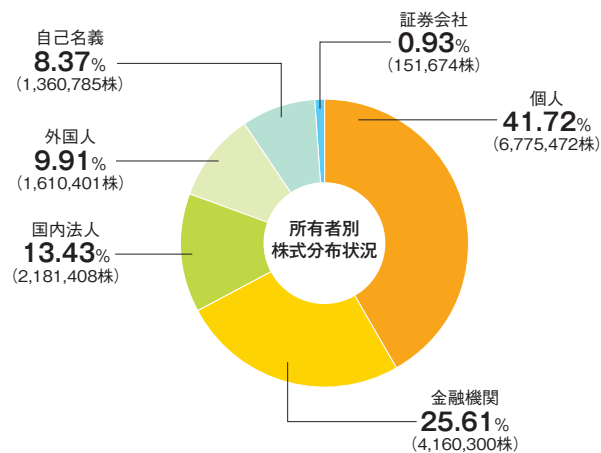
#### 株式数及び株主数

発行可能株式総数	64,000,000株
発行済株式総数	16,240,040株
株主数	6,015名

#### 株価の推移(東京証券取引所)



#### 所有者別株式分布状況



## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	
定時株主総会・期末配当 中間配当	毎年3月31日 毎年9月30日
株主名簿管理人 (特別口座管理機関)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
公告方法	下記ホームページに掲載いたします。 <a href="http://www.ohashi.co.jp">http://www.ohashi.co.jp</a>

### 住所変更、単元未満株式の 買取のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。  
なお、証券会社に口座がないため特別口座が  
開設されました株主様は、特別口座の口座管  
理機関である三井住友信託銀行株式会社にお  
申出ください。

### 未払配当金の支払いに ついて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式  
会社にお申出ください。

### 配当金計算書について

配当金お支払いの際にご送付しております  
「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に  
基づく「支払通知書」を兼ねております。確定  
申告を行う際は、その添付資料としてご使用  
いただくことができます。確定申告をなされ  
る株主様は大切に保管ください。  
ただし、株式数比例配分方式をご選択いた  
だしている株主様につきましては、源泉徴収税  
額の計算は証券会社等にて行われます。確定  
申告を行う際の添付資料につきましては、お  
取引の証券会社にご確認をお願いします。

## 株主優待のご案内

当社では、株主の皆様へ感謝の意を示すとともに、長期的なご支援をいた  
だけるよう、株主優待を実施しています。

100株以上保有の全株主様に、保有数に応じた枚数  
のおこめ券を年に2回お届けしています。

また、2008年からは長期保有優遇制度  
も導入いたしており、3年以上継続保有の  
株主様に対しては、更におこめ券を1枚  
(1kg)追加進呈いたしております。



### ～株主優待の内容～ おこめ券を進呈

100株以上	1枚 (1kg)
1,000株以上	3枚 (3kg)
10,000株以上	5枚 (5kg)

※3年以上継続保有の株主様に対しては、更に1枚  
を追加進呈いたしております。

割当基準日	3月末日・9月末日
優待回数	年2回

## 株主総会会場ご案内図

時事通信ホール(時事通信ビル2階)

東京都中央区銀座五丁目15番8号

電話 03-3546-6606



### 交通のご案内

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線  
 「東銀座駅」6番出口から徒歩1分  
 都営地下鉄大江戸線 「築地市場駅」A3出口から徒歩4分  
 東京メトロ銀座線・丸の内線・日比谷線  
 「銀座駅」A5出口から徒歩7分  
 JR山手線・京浜東北線 「有楽町駅」中央口から徒歩12分  
 (注) 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場は  
 ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



## 株式会社オーハシテクニカ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号  
 ヒューリック神谷町ビル10階

TEL. 03-5404-4411 (代)

IRに関してのお問い合わせ: ir@ohashi.co.jp

<http://www.ohashi.co.jp>



PROJECT-  
With the Earth

この冊子の印刷・製本に係るCO<sub>2</sub>は  
PROJECT-With the Earth を  
通じてオフセット(相殺)しています。

